

6. 高校柔道指導者のアンチ・ドーピングへの 意識に関する調査研究

東京女子体育大学 佐藤 愛子
東京女子体育大学 高柳佐土美
千葉大学 小林江梨子
千葉大学 佐藤 信範

キーワード：柔道指導者、アンチ・ドーピング、意識調査、高校生柔道競技者

6. High School Judo Coaches' Attitudes toward Anti-Doping

Aiko SATO (Tokyo Women's College of Physical Education)
Satomi TAKANAYAGI (Tokyo Women's College of Physical Education)
Eriko KOBAYASHI (Chiba University)
Nobunori SATOH (Chiba University)

Key words : Judo coach, Anti-doping, Attitude survey, High school Judo players

Abstract

The study aimed to investigate the perception of high school judo coaches regarding anti-doping and to elucidate both the needs and problems concerning the current and future anti-doping education. A questionnaire survey was conducted among the judo coaches who accompanied their high school judo students at "The 44th all Japan high school judo participants' competition" which was held on March 20 and 21, 2022. The questionnaire covered respondents' characteristics, their experiences of anti-doping education, involvement in anti-doping consultations with their students, and the need for anti-doping education. The respondents were informed about the aims of the study and that it was an anonymous and self-administered questionnaire, and that returning the questionnaire was recognized as giving consent to participate in the study.

A total of 122 coaches returned the questionnaire. Overall, 112 of them (91.8%) recognized the need for anti-doping education for judo participants since over 80% of them had their

own experience of participating in and/or winning prizes in national competitions and almost 70% of them had attended lectures on anti-doping. As many as 93 of them (83.0%) also responded that there was a need for anti-doping education among high school participants. This may be due to the fact that, for junior judo participants in high schools, the opportunity to participate in national and international competitions requiring anti-doping inspections increases with their improved competitiveness. In this survey, 29 participants (23.8%) had experiences of anti-doping consultations with their students, including discussions about the supplements and medicines which the students usually consumed. Therefore, 81 (66.4%) and 76 of them (62.3%) recognized the need for anti-doping education among judo participants and coaches, respectively, and for this to be delivered by medical professionals. Currently, there are few opportunities for anti-doping lectures from professionals. Therefore, such lectures must be encouraged, considering the needs of junior judo participants. (302 words)

I. 緒言

公益財団法人全日本柔道連盟（以下、「全柔連」という。）が定めたドーピング防止規程には、競技者支援要員は支援する競技者に適用されるドーピング防止方針及び規則を理解し、厳守すること、また、ドーピング防止の姿勢を育成する必要性について記載されている¹⁾。

中学生や高校生などジュニア期の選手たちが出場する、全日本カデ柔道体重別選手権大会や全日本ジュニア柔道体重別選手権大会等では、上位入賞により、ドーピング検査の対象となる。また、2003年開催の静岡国体から、国民体育大会もドーピング対象大会となり、出場メンバーの高校生も検査の対象となっている。その為、選手はアンチ・ドーピングについての知識を事前に学ぶ必要があり、高校指導者においても選手を指導する立場であることから、柔道の技術指導のみならず、ドーピング防止に関する知識を習得するとともに、選手に対しての教育を行うことが求められる。

しかし現状、柔道においてジュニア期の選手及び指導者がアンチ・ドーピング教育に関して学べる機会のうち、全柔連が関わる講習会としては、ジュニアブロック合宿期間中に開催される、アンチ・ドーピング教育の場のみである。この合宿は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの助成を受け毎年全国5ヵ所で開催されており、将来の活躍が期待される各都道府県から選抜された選手及び指導者を集め、技術講習会の他、アンチ・ドーピング教育、栄養講習会等を取り入れているものの、合宿に選抜されなかった選手や指導者は専門家からドーピング防止教育について学ぶ機会はなく、自ら学びの場を探さなくてはならない。実際、渡邊らの調査²⁾によると、このブロック合宿に参加した中学校指導者の70%以上が、中学生へのドーピング教育は、「当然必要」あるいは「ある程度は必要」であると回答しているものの、指導者自身のドーピング教育の受講経験があると回答したのは、32.4%であった。受講機会については、全柔連主催のジュニアブロック合宿で受講したとの回答が31.0%で、その他、大学の授業やメディアで自主的に学習したなどと回答する者がおり、受講の機会が乏しいことが推察される。このように、高校に進学する前の少年・中学柔道選手に対して、ドーピング教育が必要であると考えながらも、少年・中学柔道選手を指導する指導者自身の学びの機会が少ないことが明らかである。中学を卒業し、心と体の発達とともに競技力の向上が著しい高校生におけるジュニア期においては尚、指導している

選手が、ドーピング検査の対象となる全国大会に出場する機会が増加する可能性がある。その為、指導者自身のドーピングに関する意識向上は今後のジュニア世代の選手の健全な育成と、正しいアンチ・ドーピング教育の広まりに役立つものと考える。しかしながら、高校指導者のアンチ・ドーピングに関する意識の実態は明らかされていない。

そこで本研究では、アンチ・ドーピングに関する高校指導者の意識調査を実施し、その現状及び今後のアンチ・ドーピング教育の問題点について明らかにすることを目的とした。

II. 方法

1. 調査対象及び実施時期

調査対象は、令和4年3月20日（日）～21日（月・祝）に開催された「第44回全国高等学校柔道選手権大会」に参加した柔道競技者に帯同した柔道指導者（以下、「指導者」という。）である。

2. 調査方法

アンケート調査票は、回答者の性別、年代、柔道経験等の背景情報、ドーピング防止講義の実施経験とその内容、ドーピング防止講義の受講経験とその内容、ドーピングに関して競技者から相談を受けた経験、ドーピング防止講義の必要性に関して、選択式で回答を得た。また、ドーピング防止講義の必要性、医師、薬剤師等によるドーピング防止講義の利用意思に関しては、5段階のLikert style（そう思う・ややそう思う・どちらでもない・あまりそう思わない・そう思わない）を用いて回答を得た。

アンケート調査は、第44回全国高等学校柔道選手権大会前日の監督会議会場にて会議に出席した指導者に、本調査の目的及び無記名・自己記入形式で実施、アンケート調査票の回収をもって、本調査への同意とする旨を説明し、アンケート調査への協力を依頼した。

なお、本研究は、東京女子体育大学研究倫理委員会の承認を受け実施した（研倫審・2020-43号）。

3. 解析方法

指導者の背景情報、ドーピング防止教育等の経験、ドーピング防止教育の必要性に関する認識について、単純集計を行った。ドーピング防止教育の必要性に関する認識は、ドーピング防止教育への関与経験等とクロス集計を行った。2群間の割合の差は χ^2 検定を行い、統計的有意水準はP<0.05とした。すべての統計解析は、SPSS ver27.0 (IBM Japan) により行った。

III. 結果

1. 回収状況

回答は、令和4年3月20日（日）～21日（月・祝）に開催された「第44回全国高等学校柔道選手権大会」への参加校、男子参加校129校、女子参加校116校の指導者のうち、調査の趣旨を理解し調査に協力した、柔道指導者122名から得られた。

2. 柔道指導者の背景情報

指導者122名の背景情報を表1に示した。122名のうち、男子競技者の指導者60名、女子競技

者の指導者62名ではほぼ半数ずつであった。年代は30代、40代を中心に広く分布していた。指導対象の競技者は、高校生を中心に、未就学児から大学生まで幅広く、20年以上の指導経験を有する指導者が46名（37.7%）であった。

表1 柔道指導者の背景情報 (N=122)

	N	%
現在の指導対象者の性別		
男性	60	49.2
女性	62	50.8
指導者の年齢		
20～29歳	19	15.6
30～39歳	37	30.3
40～49歳	42	34.4
50～59歳	21	17.2
60歳以上	3	2.5
指導対象者（経験を含む。複数回答）		
小学生以下（幼児）	9	7.4
小学生	21	17.2
中学生	43	35.2
高校生	118	96.7
大学生	5	4.1
実業団	0	0.0
その他	0	0.0
指導場所（経験を含む。複数回答A）		
学校の部活動・クラブ活動	120	98.4
地域の道場	14	11.5
実業団	1	0.8
その他	0	0.0
指導歴		
5年未満	15	12.3
5年以上10年未満	14	11.5
10年以上15年未満	18	14.8
15年以上20年未満	29	23.8
20年以上	46	37.7
柔道経験		
県大会出場又は入賞	4	3.3
ブロック大会出場又は入賞	5	4.1
全国大会出場又は入賞	78	63.9
国際大会出場又は入賞	31	25.4
その他	4	3.3

3. 柔道指導者のドーピング防止教育等の経験

指導者122名のドーピング防止教育等の経験を表2に示した。保健体育の授業の担当経験は、78.7%（96名）と多数の指導者が経験していたものの、ドーピング防止の講義やセミナーを実施した経験がある指導者は18.0%（22名）に過ぎなかった。ドーピング防止講義の実施経験のある22名が、講義実施時に参考にした情報を図1-1に、教育した内容を図1-2に示した。参考にした情報は、世界アンチ・ドーピング機構（以下、「WADA」という。）又は日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という。）のホームページが最も多く、過半数の13名の指導者が利用しており、続いて教科書などの書籍、日本スポーツ協会のホームページ、全柔連のホームページの順であった。教育内容は、“ドーピング違反について”が18名で最も多く、“禁止物質について”及び“ドーピング検査の実施”がそれぞれ12名であった。

表2 柔道指導者のドーピング防止教育への経験 (N=122)

	N	%
あなたは保健体育の授業を担当したことがありますか。		
はい	96	78.7
いいえ	26	21.3
あなたはドーピング防止の講義やセミナーを行ったことはありますか		
はい	22	18.0
いいえ	100	82.0
あなたはドーピング防止の講義やセミナーなどの教育を受けたことがありますか。		
はい	86	70.5
いいえ	33	27.0
無回答	3	2.5
ドーピングについて競技者から相談を受けた経験はありますか。		
はい	29	23.8
いいえ	92	75.4
無回答	1	0.8

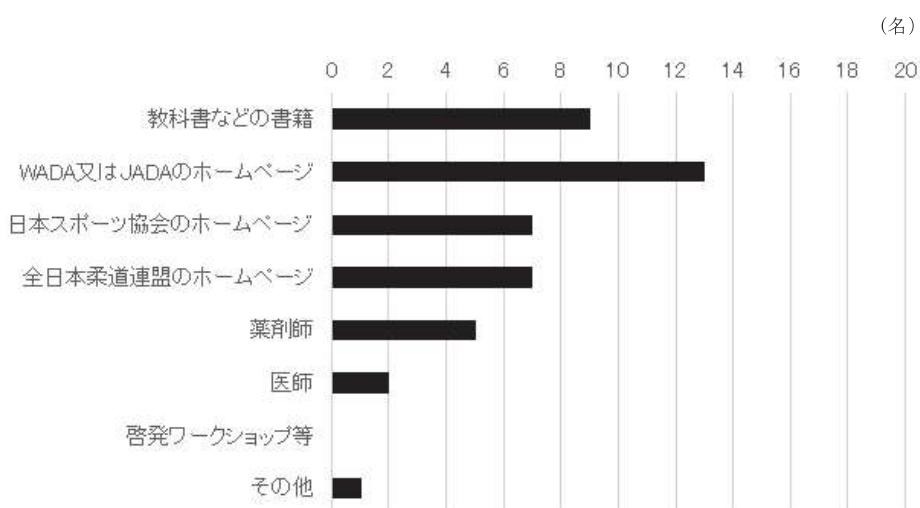


図1-1 ドーピング防止の講義やセミナーを行う際に、どのような情報を参考にしましたか (複数回答、N=22)。

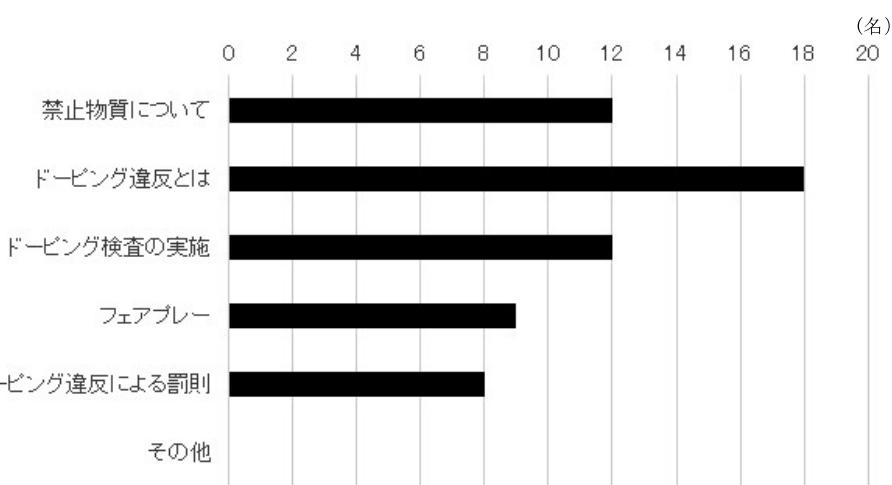


図1-2 ドーピング防止の講義やセミナーでは、どのような内容を教育しましたか（複数回答、N=22）。

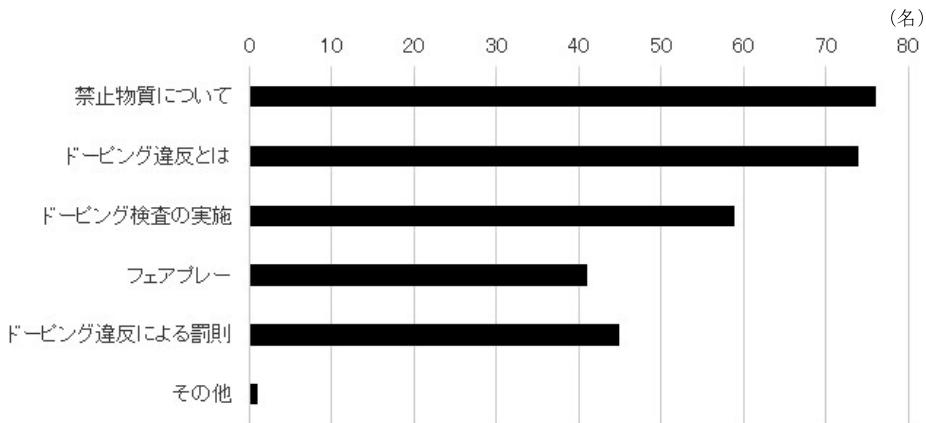


図2 受講したドーピング防止の講義やセミナー及び内容は、どのような内容でしたか（複数回答、N=86）。

指導者の70.5%（86名）が、ドーピング防止講義の受講経験を有し、受講時期は、“指導者になってから”が57名（46.7%）と最も多く、“大学生”40名（32.8%），“高校生”32名（26.2%），“中学生”13名（10.7%）の順であった。また、少数ではあるものの、“実業団”9名（7.4%）や“ナショナルチーム”8名（6.6%）といった回答も見受けられた（複数回答、図表なし）。

受講した内容を図2に示した。“禁止物質について”76名（62.3%）で最も多く、“ドーピング違反とは”74名（60.7%），“ドーピング検査の実施”59名（48.4%）と続いた。

ドーピングについて競技者から相談を受けた経験があるかの問い合わせに関して、29名（23.8%）の指導者が、あると回答した。相談を受けた内容は、“サプリメントについて”が15名（51.7%）と最も多く、“普段服用している医薬品について”が14名（48.3%）と続いていた。“その他”として“漢方”的相談も見受けられた（表3）。

4. ドーピング防止教育の必要性に関する認識

指導者122名に、「ドーピング防止教育は柔道の競技者に必要だと思いますか。」と尋ねた結果

表3 競技者から相談を受けた内容 (N=29、複数回答)

相談を受けた内容	N	%
栄養食品について	10	34.5
サプリメントについて	15	51.7
普段服用している医薬品について	14	48.3
市販薬について	18	62.1
その他	1	3.4

果、「そう思う」が95名 (77.9%)、「ややそう思う」が17名 (13.9%) で、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせると、112名 (91.8%) の指導者がドーピング防止教育の必要性を認識していた（表4-1）。この傾向は、ドーピング防止講義の実施経験の有無、ドーピングに関して相談を受けた経験の有無での差は認められないが、ドーピング防止講義の受講経験の有無では、受講経験が有る指導者の方が、ドーピング防止教育の必要性を認識する者が多かった（P<0.05、表4-2）。また、国際大会出場者・入賞者など、より上位の大会経験者の方が、その必要性を認識している者が多い傾向であった（表4-1）。

ドーピング防止教育の必要性を認識している112名に、「どのような柔道競技者にドーピング防止教育が必要か」尋ねたところ、“高校生”との回答が93名 (83.0%) と多く、“大学生” 78名 (69.6%) の順であった（表5）。ドーピング防止教育の内容として必要なものは、“禁止物質に関する情報”が93名 (76.2%) で最も多く、続いて、“医薬品に関する情報” 83名 (68.0%) や “サプリメントに関する情報” 84名 (68.9%) の順であった。治療等のために禁止物質を使

表4-1 柔道競技者へのドーピング防止教育の必要性の認識-出場経験別 (N=122)

	必要性を認識した柔道指導者 ^a		
	N/total N	%	p
全回答者	112/122	91.8	
県大会出場又は入賞	4/4	100	0.039*
ブロック大会出場又は入賞	3/5	60.0	
全国大会出場又は入賞	71/78	93.4	
国際大会出場又は入賞	30/31	96.8	
その他	4/4	100.0	

表4-2 柔道競技者へのドーピング防止教育の必要性の認識-DP防止講義の経験別 (N=122)

	経験あり		経験なし		p
	N/total N	%	N/total N	%	
DP防止講義の実施経験	20/21	95.2	92/99	92.9	1.000
DP防止講義の受講経験	84/86	97.7	26/32	81	0.005*
DPに関して相談を受けた経験	28/29	96.6	83/90	92.2	0.678

* : χ^2 検定 P<0.05

a: 「ドーピング防止教育は柔道の競技者に必要だと思いますか。」に対して「そう思う」又は「ややそう思う」と回答した柔道指導者

表5 ドーピング教育が必要な対象者とその内容 (N=122)

どのような柔道競技者にドーピング防止教育が必要か (N=112)	N	%
小学生	13	11.6
中学生	57	50.9
高校生	93	83.0
大学生	78	69.6
実業団	67	59.8
都道府県代表レベル	52	46.4
ナショナルレベル	61	54.5
その他	2	1.8

ドーピング防止教育の内容として必要なもの (N=112)	N	%
禁止物質に関する情報	93	76.2
医薬品に関する情報	83	68.0
サプリメントや栄養に関する情報	84	68.9
倫理に関する情報	54	44.3
フェアプレイの精神	59	48.4
ドーピングによる健康影響自己肯定感	56	45.9
ドーピング違反に伴う罰則	60	49.2
TUEの手続き（治療等のために禁止物質を使用するための手続き）	32	26.2
その他	0	0.0

用するための手続きである治療使用特例（Therapeutic Use Exemptions：以下、「TUE」という。）については、ドーピング防止教育の内容として必要なものとして回答したのは、約4分の1にあたる32名（26.2%）に過ぎなかった。

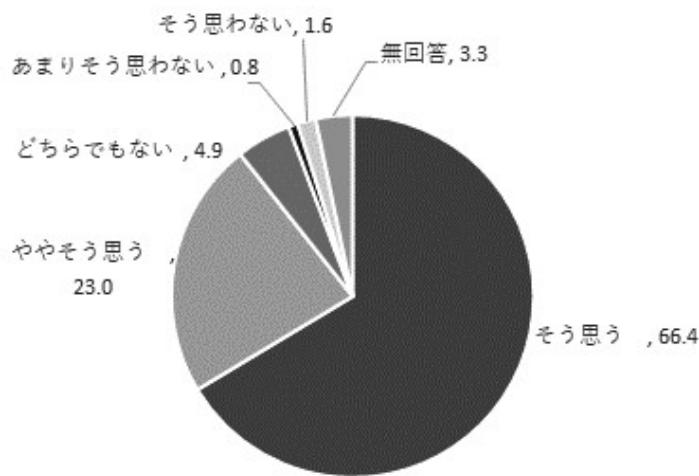
医師、薬剤師等によるドーピング防止講義の利用意思について、柔道競技者向け講義に関しては、81名（66.4%）の者が“そう思う”と高い関心を示し、指導者向け講義に関しても76名（62.3%）が“そう思う”と競技者、指導者向けの講義ともに高い関心がある事が明らかとなつた。医師や薬剤師によるドーピング防止教育の機会があった場合に、どのようなことを依頼したいか、と尋ねたところ、“競技者へのドーピング防止教育”と回答した指導者が100名（82.0%）で最も多く、続いて、“指導者へのドーピング防止教育”が75名（61.5%）、さらに、“ドーピングに関して競技者がいつでも相談できる体制”が54名（44.3%），“ドーピングに関して指導者がいつでも相談できる体制”が38名（31.1%）と続いた（図表なし）。

IV. 考察

本調査では、122名の指導者から回答が得られ、そのうちの112名（91.8%）の指導者が、競技者向け及び指導者向けのアンチ・ドーピング教育が必要であると回答した。本研究により、アンチ・ドーピング教育が必要であるという指導者の意識が高いということがうかがえる結果が得られた。

本調査の対象である指導者は、80%以上が全国大会出場・入賞以上の戦歴を有しており、指導者自身が選手時代に高い競技実績を有していた。多くの指導者がドーピング防止の講義やセミナーなどの教育を受けた経験を有しており、受講時期について、大学生時代が32.8%、高校生が

柔道競技者向け (%)



柔道指導者向け (%)

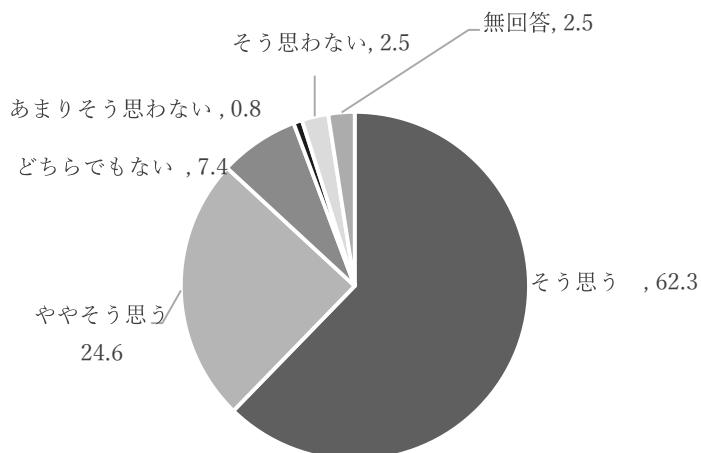


図3 医師等によるDP防止講義を利用したいと思いますか (N=112)

26.2%、中学生10.7%など（複数回答）との回答を踏まえると、指導者が選手時代にアンチ・ドーピング講習会を受けた経験がある可能性が考えられる。

現在の指導者が選手時代には、一般に、中学や高校の全国大会で優勝すると、全日本大会や国際大会（世界選手権や五輪の選考会の一つ）に派遣されることがあり、その際に配布される書類には、派遣される大会要項やライト情報と共に、アンチ・ドーピングに関する書類に加え、TUEに関する書類が同封されていた。これらの書類を目にすることで自然とアンチ・ドーピングに関する意識付けがされ、知識を得ていくきっかけの一つになっていた可能性が考えられる。このことからも、本調査の対象である指導者の大多数である90%以上が、競技者に対するアンチ・ドーピング講習会の必要性を指摘している結果につながったと考える。さらに、指導対象の選手宛に送付された、大会派遣に同封されたアンチ・ドーピング関係書類を指導者が見て（もし

くは選手が指導者に質問することで) アンチ・ドーピングについて知るきっかけになっていると考えられる。現在では競技者が未成年の場合には、アンチ・ドーピングに対する誓約書を求められている。また、現在は競技者がドーピング検査対象大会に出場が決定した際には、競技者に加えて指導者もアンチ・ドーピングについて全日本柔道連盟ウェブサイト内の動画⁴⁾で学ぶよう求められている。

競技者が各種大会で好成績を残し強化選手に選抜されると、全日本合宿に召集される機会を得ることになる。全日本合宿では、技術練習会や栄養講習会等に加えて、アンチ・ドーピング講習会もプログラムに入っており、改めて知識を学ぶことになる。このような現在の指導者・競技者を取り巻くアンチ・ドーピングに関する環境も、本調査の対象の指導者が、柔道競技者に対してアンチ・ドーピング講習会や知識が必要と考えることにつながっていると考えられる。

現在、高校で一番大きな柔道大会であるインターハイに加え、本調査を実施した全国高等学校柔道選手権大会もドーピング検査対象外である。しかし、インターハイや全国高等学校柔道選手権大会で優勝した選手、全日本ジュニア柔道体重別選手権大会でベスト4に入賞した選手は、ドーピング検査対象大会の講道館杯全日本柔道体重別選手権大会への出場権を得ることになる。場合によっては、ドーピング検査対象大会である各ジュニアの国際大会に派遣されることになる。さらに、国民体育大会においても、2003年開催の静岡国体から、ドーピング検査を実施する大会となっている。例年4月に開催される15歳以上18歳未満が出場対象となる、全日本カデ柔道体重別選手権大会や、9月に開催される15歳以上21歳未満が出場対象となる、全日本ジュニア柔道体重別選手権大会など、中・高校生等の若い世代が出場する大会においてもドーピング検査が実施されている²⁾。ドーピング検査対象大会に参加した競技者すべてがドーピング検査の対象となるわけではないが、本調査の対象である指導者の競技者が、全国高等学校柔道選手権大会で優勝等をして、全日本の大会や国際大会に出場することになった場合にアンチ・ドーピングの知識が必要だと認識していると考えられる。実際、本調査の対象である指導者は、ドーピング教育が必要な競技者の年代として、高校生と回答する83%で圧倒的に多かったことからも、この時期からのアンチ・ドーピング教育の必要性を認識していると考えられる。アンチ・ドーピング教育の開始時期に関しては、2009年に渡邊らが全日本クラスの大会に出場した選手等を対象として実施した調査においても、アンチ・ドーピング防止教育は、中高校生の時期から受け始めるべきであるとの回答が多くなったことからも、共通の認識がうかがえる^{5,6)}。仮に、全国大会ではなく、地区大会などで同様の調査をすると、アンチ・ドーピング講習会の必要性を感じると回答する指導者は少なく、必要だとしても大学生やナショナルの選手レベルにならないと必要がない等、本調査の結果と異なる結果になる可能性も考えられる。

本調査の対象である指導者の約4分の1が、競技者からアンチ・ドーピングについて相談を受けたことがあると回答しており、その相談内容は、栄養食品、サプリメント、医薬品、市販薬に関するものであり、ドーピングに該当するかどうかを心配しての相談だと推察される。同時に、ドーピング教育の内容に必要なものとして、禁止物質に関する情報と回答する者が76%を超えて最も多く、医薬品やサプリメントに関する情報と回答する者が続いた。実際に遠征先体調不良で、現地の市販薬を調達してよいか悩み、症状を我慢しながら競技をしたという状況も起りうる状況である。このような時でも、具体的な医薬品やサプリメントなどが禁止物質に該当するかを判断する方法を知っていれば、不快な症状に対処し、競技レベルを維持する一助になりうると考えられる。一方で、治療等のために禁止物質を使用するための手続きであるTUEについては、ドー

ピング教育の内容として必要なものであると回答した者は少なかった。TUEについての知識としては、これまでに体育大学の学生を対象とした調査でも、TUEの手続きに関する質問の正答率が低く⁷⁾、認知されていない実態が考えられる。しかし、継続的に医薬品を服用する必要性がある慢性疾患の場合には、競技者の治療にあたる医師や薬剤師、さらに競技者自身においてもTUEについての知識を有していると考えられるが、花粉症等のような、一定期間医薬品を服用するような急性疾患の場合、その治療医薬品の禁止物質への該当性や、該当した際のTUEという手続きについて知らないと、生活の質に影響すると同時に競技の質にも影響を及ぼしかねないものの、不快な症状を我慢して競技に出場している可能性が考えられる。

アンチ・ドーピングに知識のある医師等による指導者向けのドーピング防止講義についても、約3分の2の回答者から利用したい意思が示された。柔道には指導者ライセンスA・B・Cがあるが、A取得の為には5日間の講習・実技が必要となっている⁸⁾。しかし、現段階では、この講習会には、アンチ・ドーピングについての項目はないため、このような機会に指導者向けのアンチ・ドーピングの講習を盛り込むのも一案かもしれない。さらに、全国高等学校体育連盟が主催となった高校の指導者向けのアンチ・ドーピングについての講習会は実施されていない。唯一、年に一度各都道府県で選抜されたジュニアやカデ世代の選手及び所属先の指導者を対象としたジュニアブロック合宿中に講習会が設けられている。このジュニアブロック合宿は、(独)日本スポーツ振興センターの助成を受け、全柔連が主催となり毎年全国5ヶ所で開催される。アンチ・ドーピング講習会では、全柔連の医科学委員会の専門の委員がJADAの資料を活用し講習会を実施している。より実効性をあげるためにには、例えば、この講習会受講を、指導者ライセンスA・B・C取得後、一定期間内に定められた講習会に参加し、ライセンスを更新するための講習会に位置付けるのも一案と考えられる。また、青少年の健全な育成のため、講習の機会を増やすことも必要と考えられ、その一案として、全柔連の医科学委員会を中心とした中学や高校等への出前授業も考えられる。

このように、現状では選手及び指導者が専門家からアンチ・ドーピングについて学ぶために提供されている機会は年に1回のみであり、選抜されない選手及び指導者においてはアンチ・ドーピングについて専門家から学ぶ機会が殆どないと言っても過言ではない。したがってアンチ・ドーピング教育は必要とされているものの、実態としては受講機会が少ないとから、将来にむけて講習の機会を増やすために、指導者養成講習会の講習内容に取り入れるといったような取り組みが必要である。

謝辞

第44回全国高等学校柔道選手権大会に参加し、本調査にご協力いただいた、柔道指導者の皆様に感謝いたします。

著者資格

すべての著者は研究デザインを討論し、著者ASは調査票立案、データ収集、草稿を担当し、データ解釈と考察を担当した。著者STは、調査票立案、考察を担当した。著者EKはデータ分析とその解釈、草稿を担当した。著者NSは、調査票立案、研究全体の進行管理、コーディネートを担当した。すべての著者は原稿を批判的にレビューし、修正し、投稿を承認した。

文献

- 1) 公益財団法人全日本柔道連盟：ドーピング防止規程, 2020年, https://judo.or.jp/cms/wp-content/uploads/2020/09/6-6doping-kitei_H24-04-01.pdf (2022年10月15日).
- 2) 渡邊紳一、海老根東雄, 露木和夫, 大江裕一郎, 大関泰宏, 高橋龍尚:柔道競技におけるジュニア選手の競技者支援要員のアンチ・ドーピングに対する意識や理解度の実態, Therapeutic Research, 36 (2) : 171-181, 2015年.
- 3) 渡邊紳一、海老根東雄, 露木和夫, 大江裕一郎, 大関泰宏, 穴井芳恵, 砂川憲彦:中学柔道選手のアンチ・ドーピングに関する認識度と, 指導者および保護者に対するドーピング防止教育の必要性について, 講道館柔道科学研究会, 第13輯 : 41-47, 2011年.
- 4) 公益財団法人日本柔道連盟:2021年度全日本ジュニア柔道体重別選手権大会 アンチ・ドーピング講習動画, 2021年, <https://www.judo.or.jp/tournament/8812/> (2022年10月15日).
- 5) 渡邊紳一, 海老根東雄, 露木和夫, 大江裕一郎, 大関泰宏, 穴井芳恵, 砂川憲彦:日本人一流柔道選手のアンチ・ドーピングに対する意識とドーピング違反行為防止のための再教育の重要性について（第1報）, 講道館柔道科学研究会紀要, 14 : 97-103, 2013年.
- 6) 渡邊紳一, 海老根東雄, 露木和夫, 大江裕一郎, 大関泰宏, 穴井芳恵, 砂川憲彦:日本人一流柔道選手のアンチ・ドーピングに対する意識とドーピング違反行為防止のための再教育の重要性について（第2報）, 講道館柔道科学研究会紀要, 14 : 89-95, 2013年.
- 7) 高柳佐土美, 酒井美奈, 佐々木大志, 小林江梨子, 佐藤信範:大学生のドーピングに対する意識・知識調査, 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学紀要, 55 : 101-114, 2020.
- 8) 公益財団法人日本柔道連盟:公認柔道指導者資格制度規則, 2020年, <https://www.judo.or.jp/cms/wp-content/uploads/2020/11/%E5%85%AC%E8%AA%8D%E6%9F%94%E9%81%93%E6%8C%87%E5%B0%8E%E8%80%85%E8%B3%87%E6%A0%BC%E5%88%B6%E5%BA%A6%E8%A6%8F%E5%89%87.pdf> (2022年10月15日).